

宇多津町住宅用太陽光発電補助金の手引き

宇多津町では、一定の条件のもと住宅用太陽光発電システムを設置する場合、その経費の一部を補助します。

1 補助対象となる太陽光発電システム

(1) 補助の対象となるものは次のとおりです。

太陽光モジュール、架台、インバータ・保護装置（パワーコンディショナー）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に係る費用

(2) 次の要件を満たすことが必要です。

- ア 住宅の屋根などへの設置に適したものであること。
- イ 低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであること。
- ウ 未使用品のものであること。

2 補助金の交付対象となる方（個人）

平成31年度中に、次のいずれかの要件を満たす方で、かつ町税を滞納していないことが条件です。

(1) ご自身が居住する町内の住宅に設置する方。

(2) ご自身が居住するために新築する町内の住宅に設置する方。（建売住宅を含む。）

※ (1)、(2)のいずれも店舗、事務所等と兼用する場合を含み、発電した電力をご自身が居住する住宅部分で使用しなければなりません。

(1)の場合は、住民登録を既に行っており、(2)の場合は、住宅完成後又は購入後に住民登録を行うことが必要です。

3 補助金額

1キロワット当たり3万円（上限は4キロワットとし、最大12万円 千円未満切捨て）

※ 発電システムの公称最大出力は、キロワット（kW）表示とし、小数点以下第3位を切り捨てします。

4 申請書受付期間

平成31年（2019年）4月1日（月）から

平成32年（2020年）2月28日（金）まで

（ただし、受付期間途中で予算額に達した場合、その日をもって受付を終了します。受付日最終日の申請は、抽選を行います。）

設置工事の着手前（太陽光発電システム付建売住宅を購入する場合は、引渡し前）に

予約申請書を提出してください。

工事着手後又は建物の引渡し後に提出されたものは、補助の対象となりません。

5 補助金の予約申請に必要な書類

補助金予約申請書（様式第1号）

添付書類
① 発電システムの設置場所付近の見取図
② 工事着工前の現況を確認できるカラー写真
③ 発電システムの設置工事請負契約書の写し又は発電システム付建売住宅の売買契約書の写し（注文書又は注文請書の写しも可）
④ 設置する住宅が自らの所有物でない場合又は申請者以外の所有者がある場合は、住宅の所有者の承諾書（参考様式1）

※ 申請後に申請書の内容の変更がある場合には、変更申請書（様式第3号）を提出してください。工事の設置又は購入を中止又は廃止しようとする場合は中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出してください。

6 設置工事（引渡し）

交付予約申請が認められた方には、補助金交付予約番号通知書（様式第2号）が送られます。この通知書に記載された予約年月日以降で、設置工事に着工（新築又は既築の場合）、又は引渡し（発電システム付建売の場合）を行ってください。事前に行われたものは補助金の対象となりません。

7 補助金の申請（完了報告書）

工事の完了又は建物の引渡しがあったら、補助金交付申請書（完了報告書）を提出してください。

※ 四国電力と発電システムの電力受給契約が必要です。建売の場合、建物の引渡しと電力受給開始日が、補助金交付予約年月日以降でないと、補助金の対象となりません。

提出期限は、平成32年(2020年)3月31日(火)です。

補助金交付申請書（様式第6号）

添付書類
① 発電システムの設置費に係る領収書のコピー
② 電力会社との電力受給契約書の写し
③ 発電システムの保証書のコピー
④ 発電システムの設置状況を示すカラー写真
・ 太陽電池モジュールを設置した建物全体写真
・ 太陽電池モジュールの設置写真（設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの 屋根面ごとに必要）

- ・インバータ・保護装置、余剰電力販売用電力量計を設置した建物の写真
 - ・インバータ・保護装置の機器の全体が収まっている写真及び型式番号、製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真
- ⑤ 発電システムの設置場所及び付近の見取図
 - ⑥ 住民票の写し（原本）
 - ⑦ 町税の滞納をしていないことを証明する書類（町の税務課に発電システム所定の用紙があります。手数料が必要です。）

8 補助金額の確定

提出された申請書が認められれば、交付額確定通知書（様式第7号）が送られます。

9 補助金の請求・支払い

交付額確定通知書を受け取ったら、補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。1か月程度で補助金が口座に振り込まれます。

10 完了後に守っていただく事項

① 財産の適正な管理と処分の制限

この補助金によって設置した設備は、適正に管理しなければなりません。天災地変等で、設備が壊れたり、失われた場合は、財産毀損・滅失届出書（様式第9号）を提出してください。また、発電システムの法定耐用年数（17年）の期間内において設備を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を提出し、承認を受けてください。

② 関係書類の保管

この補助金事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、関係書類を保管しておいてください。

③ 実地調査

必要に応じ実地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

11 申請書受付場所、時間

宇多津町役場 1階 住民生活課 ③窓口

9：00から17：00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

12 書類の様式

・申請に必要な書類や「手続きの手引き」は受付場所に備え付けています。また、町のホームページ（<http://www.town.utazu.kagawa.jp>）からダウンロードもできます。

【問い合わせ先】

宇多津町住民生活課 生活係

〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881番地
電話 0877-49-8000 (直通)